

農業とはどんな特質の営みなのか——国の提言から

『有機農業がひらく可能性』（中島・大山・石井・金, 2015, ミネルヴァ）第1章4 90～92

ここで農業とはどんな特質の営みなのかを考えてみよう。

農水省は、農業の多面的機能重視を書き込んだ1999年制定の新しい「食料・農業・農村基本法」を踏まえて、2003年に「農林水産環境政策の基本方針——環境保全を重視する農林水産業への移行」を提起した。そこには工業との対比で農業の特質について次のように書かれている。

「農林水産業は、工業等他産業とは異なり、本来、自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動です」

2007年には「農林水産省生物多様性戦略」を発表し、上記の規定に続いて、それは「生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立つものである」と述べ、さらに

「農林水産業は、自然界における多様な生物にかかわる循環機能を利用し、動植物等を営みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業である。このことから、持続可能な農林水産業の展開によって自然と人間がかかわり、創り出している生物多様性の豊かな農山漁村を維持・発展させ、未来の子どもたちに確かな日本を残すためにも、生物多様性を保全していくことが不可欠である」とも述べている。

これらの問題提起が、農水省の政策全体の中でどのように貫かれ、活かされているかははなはだ疑問だが、しかし、これらの提起それ自体は実に正しく、本質を言い当てている。近代農業、すなわち農業の工業化の推進者だった農水省が、これほどの発言をするようになるとは驚きだった。

ここで農水省は農林水産業は産業の特質として工業等とは大きく異なると明言したのだ。そしてその違いは、産業としての自然との向き合い方にあるのだと言っているのだ。

自然から離脱し、自然を改造し、支配していかうとする工業に対して、農林水産業は「自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動」であり、それは「生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立つものである」とまで言っているのだ。

ここで農水省が提起している農業論は、私たちが有機農業の立場から提起する農業論とほとんど同じだ。

本節での論議に則して言い換えれば、工業には自然と対抗する工業らしい技術論があり、農業には自然とともにあろうとする農業らしい技術論があるということなのだ。私たちは近代農業は、農業の本質から逸脱し、深刻な問題を次々に作り出してしまっていると批判し、

だから農業は本来のあり方に立ち戻るべきだ、農業には農業らしい発展の道があるのだと主張し、その具体的あり方として有機農業を提起し、それを草の根から実践し続けてきた。

こうした農業論の理解を、前項の農の「成熟」に関して言い直せば、だから工業的なあり方、すなわち自然から離脱していく近代農業は不安定なものとならざるを得ず、農業本来のあり方の追求する有機農業の営みの先には安定した豊かさが、すなわち自然とともにある成熟した安定性が次第に作られていくという対比となっていく。